

防府市農業委員会現況確認書交付基準

平成24年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、防府市農業委員会現況確認書交付事務取扱要領（平成24年10月1日施行。以下「要領」という。）第3条の規定に基づき、現況確認書の交付に必要な事項を定めるものとする。

(申請人の範囲)

第2条 現況確認書の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請地の所有権の全部又は一部を有する者
- (2) 申請地の所有権の全部又は一部を有すると書証等により推定される者
(推定相続人)

(現況確認書の交付基準)

第3条 要領第3条の交付基準は、原則として「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更に係る登記事務の取扱について」（昭和57年4月6日付け農地経済第57号山口県農林部長通達）によるものとし、申請土地が次のいずれかに該当し、それぞれ具体的事実が明らかなものに限る。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条若しくは第5条の許可に係る申請又は法第4条若しくは第5条の規定による届出を受けた土地であって、当該申請又は届出の転用目的どおり転用が行われ、農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）以外の土地（以下「非農地」という。）となったもの
- (2) (1)に係るもので、当初の事業計画について許可権者の変更承認を受けて変更した土地
- (3) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条各号又は53条各号に該当する土地
- (4) 災害により農地等としての利用が出来なくなった土地であって、農地等への復旧が将来においても不可能と認められる土地
- (5) 昭和45年9月末日以前（農地法改正以前）に現況が非農地となった

土地で、非農地となった時期を確認する書類（申請地上に存在する建築物の登記簿謄本、建築確認書等）が添付されているもの

(6) 樹木等が密生し、農地への復元に多大の費用と労力を要する場合で、かつ、山林に接続している土地

(7) 防府市農業委員会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた土地

2 前項の規定にかかわらず、耕作放棄により非農地となった土地については、原則として「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかの判断基準等について」（平成20年4月15日付け19経営第7907号 農林水産省経営局長通知。以下「通知」という。）に定める基準に照らし、通知に定める非農地通知書を交付するものとする。

（現況確認書の不交付）

第4条 前条に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は現況確認書を交付しない。

(1) 違反転用等により改善指導を行っている土地についての申請の場合

(2) 前条第2項の規定により、非農地通知書を交付する場合

（申請の方法及び添付書類）

第5条 申請者は次の書類を添付した申請書（別記様式）を会長に提出するものとする。

(1) 土地の登記事項証明書

(2) 相続登記未了の場合は、申請者が相続人であることを証明できる書類（相続関係図、戸籍等の書類その他相続関係を証明する書類）

(3) 公図の写し

(4) 申請地の位置図

(5) 第3条第1項（5）に該当する場合は確認出来る書類

(6) その他、証明書交付のため農業委員会が提出を求める書類

（現況確認及び現況確認書の交付）

第6条 前条による現況確認書の交付申請を受けた農業委員会は、原則として農業委員3人以上と事務局職員による現地調査を行い、現況が農地か非農地かの決定をするものとする

- 2 申請地の現地調査に当たり、必要に応じて申請人の立会いを求めることができる。
- 3 第1項の現地調査により現況が非農地と決定されたものについて、申請者に対し現況確認書を交付するものとする。
- 4 現況確認書を交付したときは、総会で報告するものとする。

(申請書の処理期間)

第7条 申請の標準処理期間は2週間とする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、現況確認書の交付に関し必要な事項は、会長が定める

附 則

この基準は、平成24年10月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年 4月26日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3年 4月 1日から施行する。